

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改正後	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 2 号</p> <p>第 1 条 - 第 4 4 条 省 略</p> <p>第 3 章 大学院 第 1 節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程 (大学院の目的) 第 4 4 条の 2 本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。</p> <p>(修士課程) 第 4 5 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。 (新 設)</p> <p>(博士課程) 第 4 6 条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 (新 設)</p> <p>(専門職学位課程) 第 4 6 条の 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 (新 設)</p>	<p>第 1 条 - 第 4 4 条 省 略 (現行どおり)</p> <p>第 4 4 条の 2 省 略(現行どおり)</p> <p>(修士課程) 第 4 5 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。 <u>2 修士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。</u></p> <p>(博士課程) 第 4 6 条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 <u>2 博士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。</u></p> <p>(専門職学位課程) 第 4 6 条の 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 <u>2 専門職学位課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。</u></p>	

第47条 - 第50条 省 略

第3節 教員組織

(教員組織)

第51条 工学府、農学府、生物システム応用科学府及び技術経営研究科は、本学の教授、助教授及び講師であって、当該学府又は技術経営研究科の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 連合農学研究科は、本学の教授、助教授及び講師並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、助教授及び講師であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。

3 省 略

第52条 - 第111条 省 略

附 則 省 略

第47条 - 第50条 省 略(現行どおり)

第3節 教員組織

(教員組織)

第51条 工学府、農学府、生物システム応用科学府及び技術経営研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府又は技術経営研究科の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。

3 省 略(現行どおり)

第52条 - 第50条 省 略(現行どおり)

附 則 省 略(現行どおり)

附 則 (19教規程第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。